

佐賀東部水道企業団・佐賀市上下水道局
上下水道料金システム機能要件書

上下水道料金システム 機能仕様書

項目 番号	機 能 要 件	機能確認区分			備 考 欄
		共通	東 部	水道局	
対応プラットフォーム					
1	クライアントOS Windows10(SACおよびLTSC)に対応していること。 Windows11に対応、もしくは対応予定であること。	○			
2	提案システムは、edge対応であること。また、既存端末を使用することを想定してIEでのシステム稼働が可能であること。	○			
3	サーバーOS Windows Server 2019に対応していること。	○			
4	クライアントにおいて、公営企業会計システム及び水道料金システムを動作させるためにWindowsに標準搭載されているソフトウェア(MS Officeを除く)以外をインストールする必要がないこと。	○			
データベース					
5	データベースは、データを安定して管理するさまざまな機能はもちろん、データを活用・分析する機能まで、すべての機能がオールインワンで備わっていること。	○			
6	データベースの透過的な暗号化により、不正なアクセスやデータ紛失などによる情報漏えいからデータ資産を保護することが可能なこと。また、統一されたセキュリティポリシーに基づいて運用することが可能なデータベースであること。	○			
7	データの統合から多次元分析・データ帳票作成など一般的なBI(Business Intelligence)機能を利用することができること。また、使いなれた Excel やブラウザで誰もが利用できる BI 環境が提供可能なデータベースであること。	○			
8	年次締め処理は立会いを行い、年次統計確認用データベースの構築すること。	○			
基本要件事項					
9	現行業務にある程度適応できるように、パラメータの設定により動作を変更する事ができるパッケージソフトウェアであること。	○			
10	あらかじめクライアントPCにシステムをインストールすることなく、利用できる工夫がされていること。(Web方式による運用等)	○			
11	全銀協の金融機関マスターデータの更新(入替)に対応していること。	○			
12	統廃合対象の金融機関および支店を選択することで、該当の利用者を抜粋し、全銀協手順に則った手法で更新用データの作成が可能であること。また、金融機関により更新されたデータをもとに、一括更新ができること。	○			
13	操作マニュアルは、オンラインマニュアルおよび製本されたマニュアル両方の提供ができること。	○			
14	クライアントからアクセス可能なヘルプ機能を有していること。 ヘルプは印刷して提供可能なこと。	○			
15	サーバーの起動・停止、バックアップの取得等はスケジューリングにより自動化できること。	○			
16	口座振替日などの入力ミスを防止するために、休日・年末年始・金融機関休日などをシステム上で管理できること。	○			
17	業務量や業務範囲に応じてシステム変更することなく、クライアントの追加が容易にできること。	○			
18	日本語文字コードについて、Unicodeに対応し、外字登録ができること。	○			※検針機器(HT(ハンディターミナル)、タブレット)については機器OSによりUnicode対応不可。文字の置換等の対応処置を含む
19	文字セットはJIS X 0213:2012、文字コードはJIS X 0221:2020とすること。 ただし、氏名、住所の文字セットについては、文字情報基盤で整備された文字全てが利用できること	○			※検針機器(HT(ハンディターミナル)、タブレット)については機器OSによりUnicode対応不可。文字の置換等の対応処置を含む
20	追加外字が発生した場合の対応が施されていること。また、外字を使用しているデータの一覧チェックリストが作成できること。	○			外字追加対応は、保守対応とする。
21	メニュー画面は階層型で表示でき、職員毎に実行可能な処理を制限できること。	○			
22	良く使う画面について、メニューに任意に登録できること。 また、ユーザごとに分けて登録できるようになっていること。	○			
23	メニュー画面に管理者からのメッセージ表示ができること。	○			
24	メニュー画面に他で処理実行している納付書作成等のパッチ処理状況が表示できること。	○			
25	職員間で個人宛メッセージの送受信が可能であること。 システム業務運用における連絡やコミュニケーションツールとして活用。	○			
26	メニュー画面に処理イベント等が登録できる共通カレンダーがあり、登録されている処理がカレンダーより選択実行ができること。	○			
27	登録された端末にのみ、システムの利用を許可できること。	○			
28	所属別(係別など)に実行可能な処理を制限できること。その際、職員毎の制限設定が優先されること。	○			
29	ログオンアカウントおよびパスワード等で利用者を特定できること。	○			

上下水道料金システム 機能仕様書

項目番号	機能要件	機能確認区分			備考欄
		共通	東部	水道局	
30	料金システム利用者ごとに個々の操作(ログオン、ログアウト、ログオン失敗、照会画面起動等)のイベントログ管理ができ画面照会、一覧表、CSVへの出力ができること。	○			
31	データの「参照記録」や「更新記録」が採取・管理可能で、個人情報へのアクセス記録が追跡できること。	○			
32	使用者情報の修正を行った場合は、修正項目ごとに「修正者の特定」および「修正日時の追跡」ができること。	○			
33	個人情報保護のため、ExcelやCSVファイルに書き出した場合も、「誰が」「いつ」「どこから」書き出したか履歴管理ができること。	○			
34	すべてのデータにおいて、新規作成日、最終更新日、更新時間、更新した職員が管理されていること。	○			
35	画面、帳票の主要項目名はシステムの改修することなく名称設定で変更可能となっていること。(例:”開栓”、”閉栓”、”休止”などの名称等)	○			
36	肩書、代表者名、公印についてはマスタ設定で変更可能なこと。 職務代理者期間についても対応可能なこと。	○			
37	使用者への各種通知書に記載する文書についてマスタ設定でき、変更も可能なこと。	○			
38	所有者および管理会社の管理ができること。	○			
39	複数会計および複数区域の管理ができること。	○			
40	上水道、簡易水道、汚水(コミュニティプラント)、公共下水道、農業集落排水、浄化槽の管理ができること。	○			
41	水栓情報として「水道工事業者」「下水道工事業者」の管理ができること。	○			
42	用途の変更年月日を管理でき、料金計算時に、新旧用途の日割り計算が行えること。	○			
43	隔月検針/隔月調定、毎月検針/毎月調定の水栓施設単位による混在運用が可能であること。	○			
44	水栓番号は、数値のみ管理(8桁)できること。 また、施設(水道)ごとに履歴番号(下3桁)を管理し、歴代の使用者が容易に検索および確認ができるよう管理ができること。	○			
45	水栓番号は、自動で付番できること。(手動または自動付番の運用設定が可能なこと)	○			
46	転出により、転居先不明な場合は不明であることが明確に区別できること。また、必要に応じて転居先不明者の一覧表が作成できること。	○			
47	上水用途と下水用途が別々に管理可能で、調定額の集計表なども別々に集計できること。	○			
48	下水の排水量は、上水使用量、井戸使用量、温泉使用量の合計から除外水量を減算したり、または加算水量を加算した水量とすること。なお、井戸使用量は検針せずに認定(定水量)および世帯人数による算出をすることもできること。また、除外する水量は1施設に対して複数管理できること。	○			
49	下水排水量の算出対象とする使用量(上水、井戸、温泉、除外)は、施設ごと設定ができること。	○			
50	下水排水量から毎回減免する水量を個別に指定できること。	○			
51	複数のクライアントから、異動処理を行った場合も、同一施設や同一使用者に対して同時更新ができないなど、データの整合性が図れていること。	○			
52	同時に利用ができない処理(例:収納消し込み中に収納入力を行う、調定確定中に検針データを入力を行うなど)は、データ不正とならないように、的確な排他制御処理がされていること。これにより、利用者側が意識せずに運用できること。	○			
53	バッチ処理(調定確定処理や帳票出力処理など)は、同期実行と非同期実行を処理ごとにユーザが自由に設定できること。 それにより、調定確定処理や納付書発行処理など時間がかかる処理は、非同期とすることにより、ユーザが画面を監視することなく、バックグラウンドで処理することができること。	○			
54	日中のシステム負荷を軽減するために、バッチ処理は、予約実行(指定した時間に予約実行・出力)ができ、業務終了後、夜間などに予約した処理が実行されること。 また、予約実行の際は、例えば、調定確定処理バッチ完了後→納付書発行処理が動作するといった形で、前の処理を待ってから、次の処理が動くような仕組みになっていること。	○			
55	予約実行の場合、メニュー画面にバッチの処理状況(処理中、処理完了)が表示されること。 また、ユーザがリクエスト(画面の再表示操作)をしなくても、処理状況がサーバから自動で通知されること。	○			
56	給水台帳、施工図、給水工事原簿、使用開始届出書、口座申込書などが、イメージデータとして保存可能で、照会ができること。 動画(3gp、mp4)、静止画(png、jpg、gif、tif、bmp)ファイル、PDFファイルに対応していること。	○			
57	システム管理されている水栓・使用者情報のすべての項目について、修正前、修正後の内容が確認できること。また、変更した内容は一目で確認できる工夫をすること。	○			

上下水道料金システム 機能仕様書

項目 番号	機 能 要 件	機能確認区分			備 考 欄
		共通	東 部	水道局	
58	水栓の件数、異動処理の件数、調定額、収納額などを、主要な項目（口径、用途、上下水、会計・種別、調定年月、収納方法 など）で集計。 集計したデータを基にメインメニューにチャート、グラフ表示をすること。 例：開栓、閉栓処理数、予約件数の見える化、収納状況の見える化、メータ交換作業進捗の見える化等	○			
59	データベースに対し、システム外でデータの抽出、更新実行機能を提供し、自庁にてデータ抽出やデータメンテナンスなども実行可能であること。	○			
60	異なる運用環境などにおいて、どの環境でシステムが動作しているのか視覚的にわかるようにシステム画面のメインカラーを動作環境毎に設定変更可能であること。（本番環境、検証環境、年次統計環境の区分け対応）	○			
61	下水委託自治体職員について他自治体の情報が見れないようにセキュリティ制御がされていること。 ※下水委託自治体：佐賀市上下水道局、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、基山町		○		
62	市町情報登録について各項目の関連により誤って他市町情報の登録がされない制御がされていること。		○		
システム操作性・使い易さ					
63	データ更新前の必須項目チェック・項目間論理チェックがされること。入力した値により画面表示を動的に変更されること。	○			
64	項目入力時、カナ検索や一覧表示によりマスタの参照が可能で、コード表を確認することなく入力が行えること。	○			
65	住所を入力する際に、郵便番号を入力することにより住所を自動表示するなど、入力の手間を省く配慮がされていること。	○			
66	カナ検索において、濁点や長音記号などを意識せずに検索が可能であること。また、「トオル」や「トウル」など、どちらも検索可能であること。（一定のルールに基づき、実際のカナとは別に、検索用のカナが作成されていること）	○			
67	カナ検索は、前方一致（～で始まる）と部分一致（～を含む）および文字位置を指定した部分一致（ワイルドカード）検索が可能であること。	○			
68	氏名検索および住所方書検索は、「カナ」および「漢字」で検索が可能であること。	○			
69	水栓情報や使用者情報は毎回検索をすることなく、前回の検索結果を元に、すべての照会・異動・発行処理（窓口業務に関わるすべての処理）を容易に呼び出せること。	○			
70	お客様番号、カナ氏名、漢字氏名、電話番号、検針順序、メータ番号＋口径、給水先住所、発送先住所、収納区分＋口座番号＋名義人、給水先方書、所有者カナ、銀行コード、支店コード等で検索が可能であること。また、複合検索も可能であること。	○			
71	検索履歴について、直近100履歴まで表示され、そこから対象の使用者を呼び出しできること。また、表示された履歴については操作職員に限定されていること。	○			
72	同水栓で使用者の入退去があるケース等を考慮し、検索時に、全使用者の表示、もしくは、最新の使用者のみの表示の両方が可能となっていること。	○			
73	抽出した結果について、並び順の変更を一覧表示画面にて行えること。	○			
74	水栓や使用者情報の変更途中で、電話問い合わせなどで中座した場合にも、どこまで変更したかが明確に判断できる工夫がされていること。	○			
75	水栓状態（開栓中、閉栓中、休止中、廃止、停水中）については、すべて照会画面で表示され容易に確認可能であること。	○			
76	使用者の金融機関情報を入力するとき、指定金融機関や収納取扱金融機関以外は入力できないようにチェックされていること。	○			
77	業務運用におけるノウハウや注意事項などについて、ユーザが参照できるよう、個々の画面別に業務運用メモを登録・閲覧できるようになっていること。	○			
78	掲示板機能によりシステム管理者からのメッセージが、指定日に表示されること。また指定日に、自動的に非表示になること。	○			

上下水道料金システム 機能仕様書

項目 番号	機 能 要 件	機能確認区分			備 考 欄
		共通	東 部	水 道 局	
	帳票印刷				
79	印刷の際、プレビュー画面により印刷結果、印刷量を確認でき、帳票等の用紙サイズを容易に変更できること。	○			
80	次に示す帳票は処理クライアントおよび用紙種別、単発発行、一括発行ごとにあらかじめ出力するプリンタが上下水道料金システム上で設定ができ出力時に出力プリンタを変更および設定しないで出力が可能であること。 納付書、郵政用納付書、精算分納付書、督促状、滞納整理票、収納係専用納付書、水道使用申込書、口座振替申込書、口座振替済/使用水量のお知らせ、精算分口座振替済みのお知らせ、口座再振替のおしらせ、メータ交換票、メータ交換のお知らせ、給水装置使用開始変更届出書、封筒宛名(送付先、給水先、所有者住所)、給水証明書、収納証明書、調定更正何い書、調定更正確認書、漏水調査票、漏水減額還付(振込)のお知らせ、過誤納還付のお知らせ、還付済通知書、充当済通知書	○			
81	納付書、督促状、催告書、停水のお知らせ(警告書)、停水事前通知書、停水執行通知書については、発行番号が管理されていること。また、一括出力、窓口発行にかかわらず、発行日、発行時間、発行者の管理および照会ができること。	○			
82	使用者に対して発行した通知書類については、一括出力、窓口発行にかかわらず、発行日、発行時間、発行者の管理および照会ができること。	○			
83	郵便物の宛先をバーコード化した、カスタマバーコードの出力ができること。	○			
84	すべての帳票はPDF形式で保存が可能であること。また、Excel形式の出力も可能であること。	○			
85	過去に出力した帳票について履歴管理を行い、また、過去の出力帳票をいつでも何回でも再出力できること。 加えて、一定期間経過後に履歴を削除できるような仕組みになっていること。	○			
86	ユーザの入力負担軽減のために、帳票出力画面の抽出項目初期値を保存しておくことができること。	○			
87	日次資料及び統計資料については、過去日も含め、日付を指定することにより指定日時点での調定と収納の集計件数や金額を出力できること。	○			
88	督促状、催告書、給水停止予告書、給水停止執行書の発行時、画面上に対象者一覧を表示し、出力対象とするかどうかを指定できること。 また、その際、請求保留対象者で発行を除外している対象者についても、画面表示し、保留対象者であることが判断できること。 対象者一覧は画面表示だけでなく、CSV形式データにも出力ができデータを活用することができること。	○			
89	上記により、督促状、催告書、給水停止予告書、給水停止執行書の発行した対象者については、一覧を出力でき、発行者一覧を保存できること。	○			
90	発行様式により特定のプリンタに出力するため、用紙種別ごとにあらかじめ出力するプリンタを設定可能であること。また、設定プリンタはデフォルトプリンタとし、出力直前に変更も可能であること。特に窓口で発行する納付書等は、あらかじめホップ指定も可能であり、毎回プリンタやホップの指定を行うことが無いようにすること。	○			
91	外部帳票の年度、年表記は”元”年表記対応であること。	○			
92	帳票については、発注者の意向を元に様式変更可能であること。 (納付書、郵振納付書、督促状、口座振替不能通知書、催告書、給水停止予告通知書、給水停止通知書、分納誓約書、口座振替事前通知書、口座振替済通知書、検針お知らせ票、検針ハガキ、メータ交換通知書、メータ交換票、還付お知らせ、還付通知書、充当通知書)	○			

上下水道料金システム 機能仕様書

項目 番号	機 能 要 件	機能確認区分			備 考 欄
		共通	東 部	水 道 局	
照会・異動業務に関する事項					
1.照会処理					
93	電話対応時の照会画面として、1画面で「使用者情報(氏名、給水先、電話番号、水栓状態、用途)」「使用者住所」「送付先情報(氏名、住所)」「口座情報」「納付情報」「通知書発行状況(催告、給水停止予告等)の発行有無」「下水の接続有無」を有すること。	○			
94	納付情報については、複数調定(1年分以上)を1画面で表示できること。	○			
95	電話対応時の照会画面に水栓(施設)に対するメモ、使用者に対するメモ、検針に対するメモを入力、照会できる機能を有すること。 各メモには「重要」メモ設定ができメモが赤字で表示される等、他のメモと区別がつく表示がされること。また重要メモが設定されている場合は、当該水栓、使用者を照会したときに重要メモが最初に表示されること。	○			
96	メモについて、「滞納」「検針」等の区分を設けることにより、参照できる職員の制限が可能なこと。 また、水栓(施設)に対してのメモと使用者に対してのメモを使い分けできること。	○			
97	水栓・使用者ごとのメモを対象にキーワード検索をして、該当したメモを保持する水栓・使用者を一覧で表示できること。	○			
98	使用者ごとの調定収納状況明細を最新の調定分から表示し、未収月だけに絞ったり年度毎の合計も照会できること。	○			
99	基本的な水栓情報(給水先や水栓状態など)や使用者情報(納付情報や使用開始日など)は、納付情報照会画面や調定収納詳細情報照会画面、未収情報照会画面に表示され、使用者からの問い合わせには別照会画面を呼び出すことなく対応ができること。	○			
100	納付書、給水証明書、収納証明書、使用開始変更届出書など発行処理が照会画面から可能で、再検索することなく行うことができること。	○			
101	仮消し込み分やコンビニ収納情報(速報、確報、取消情報)が照会できること。	○			
102	自己破産や住所不定などで、請求不能な分についても、別途入力した不納欠損認定情報を月別に照会できること。	○			
103	過去の検針結果(検針日、前回指針、今回指針、検満水量、検針時調定額、当初調定額等)の照会ができること。	○			
104	調定確定時の、下水使用有無や口径、用途、納付区分の照会ができること。また、何か月計算かも照会ができること。	○			
105	収納時の納付区分(一般納付、口座振替等)の照会ができること。また、一般納付の場合は収納種別(納付書による収納、督促状による収納等)が照会できること。	○			
106	納付情報は、修正前の口座情報などが容易に照会できるよう、使用者情報の照会画面等に履歴表示ができること。	○			
107	口座振替が不能となった場合、照会画面で確認できること。また、理由も確認できること。	○			
108	口座振替依頼中であることが、照会画面で確認できること。また、収納処理が完了するまでは「口座依頼中」とすること。	○			
109	前使用者の情報は容易に確認できること。また、その場合、照会画面などで以前の使用者を表示している場合は、一目で判るようにする工夫されていること。	○			
110	充当または、還付履歴の照会ができること。	○			
111	充当または還付前であれば、預り金(還付予定金)、前受金(充当予定金)の照会ができること。また、預り金、前受金の発生日及び振替日(処理日)も照会できること。	○			
112	使用者に関する情報共有ができるようメモ機能を有していること。なお、メモは日付ごとに時系列で管理し、メモに対する補足説明もディスカッション形式(スレッド表示)で管理できること。	○			
113	使用者に関する情報共有ができるようメモ機能を有していること。メモは同一登録者、同一登録日で複数の異なるメモを登録できること。	○			
114	滞納整理記録は主に収納課で入力を行うため、使用者に関する情報共有ができるメモと滞納整理のための訪問記録や苦情記録が別々に管理でき、照会においては同一画面で照会が可能なこと。	○			
115	すべての照会画面でメモおよび滞納整理記録が入力されているか否かが一目でわかる工夫がされていること。	○			
116	照会画面からもメモおよび滞納整理記録が入力できること。	○			
117	検索値を入力することで、入力された全メモ内容および滞納整理記録から該当した文字列が見つかったメモを一覧表示等を行い、一覧表示画面から選択することでメモの照会ができること。	○			
118	使用者メモ情報からCSVファイルにて出力でき、交渉履歴等のファイリングが行えるよう考慮されていること。	○			
119	照会画面に、集金員(滞納整理員)コードおよび名前が表示されること。	○			
120	予約については、転居精算予約や再開栓予約ともに、月別、日別、時間別に予約件数の照会ができること。	○			
121	照会処理にて呼び出した使用者の画面より、使用者情報を引き継いで、詳細なデータ閲覧画面や開閉栓等異動業務、調定更正業務への連携展開が行えること。	○			
122	下水供用開始して下水未接続データについて頻繁に使用する画面で確認ができること。			○	

上下水道料金システム 機能仕様書

項目 番号	機 能 要 件	機能確認区分			備 考 欄
		共通	東部	水道局	
2.異動処理					
123	名義変更や口座情報の変更など発生した場合は、入力タイミングを意識することなく、発生の都度に入力作業ができること。	○			
124	使用者が決定していない水栓についても、閉栓施設として新設入力できること。	○			
125	転居精算をとまわらない使用者の使用中止(閉栓)の入力ができること。	○			
126	閉栓状態(キャップ止め、止水栓止め等)の管理ができること。	○			
127	使用者の検索時、以前に選択した使用者の履歴を100件以上一覧表示し選択できること。	○			
128	開閉栓の予約処理について、閉栓→開栓等の1サイクルだけでなく、閉栓→開栓→閉栓→開栓と複数サイクルの予約が可能なこと。 また、転居精算予約の場合は、対象となる開栓対象者を選択でき、入力誤りがないよう考慮されていること。	○			
129	清掃業者、リフォーム業者などのように頻繁に開栓・閉栓を受け付けるお客様に関して、業者をプルダウンで選ぶ方法、かつ使用頻度が多いものを上に持ってくる機能(履歴)、業者の抽出機能ができること。	○			
130	長期閉栓、短期閉栓が区別して管理できること。長期閉栓時はメータを撤去するため、その状態管理とメータ引き上げ日の管理ができること。	○			
131	上水の再開栓入力を行ったとき、以前の使用者が下水を使用していた場合は、意識することなく、同日で下水使用開始がされること。	○			
132	転居の場合、以前利用していた口座情報などの引き継ぎができること。	○			下水のみの市内転居の時の引継ぎができない
133	学校のプールなど夏期のみ利用する場合や、長期不在による場合は、水栓使用の一時休止およびその解除ができること。	○			休止運用の見直し
134	廃止および廃止解除ができること。なお、廃止水栓については検針処理から除外し、新たな調定情報が作成されていないこと。	○			
135	下水道の新規開始(賦課開始)時に、供用開始日、使用開始日、施工業者、下水開始指針、調定開始年月等を指定できること。	○			
136	家屋の改築時に下水のみ使用休止するケースに対応するため、下水道の一時休止およびその解除を行うことができること。なお、休止解除のとき解除日と解除時開始指針を入力できること。また、下水休止一覧表が出力できること。	○			人頭制の対応も含む
137	一定期間内の、開栓、閉栓の一覧や、納付情報、送付先変更の一覧表を作成できること。	○			
138	転居精算予約や再開栓予約および口座申請予約が入力されている使用者が、予約入力されたまま転居等した場合は、新しい使用者で再開栓したとき、自動的に予約情報を削除すること。	○			
139	転居先が不明な場合は、「転居先不明」と指定できること。なお、転居先不明と指定した場合は納付書等の郵送物が出力されないこと。	○			
140	検針時には一般納付で、調定確定時に口座に変更された使用者の一覧表を出力できること。	○			
141	転居精算画面、異動予約画面(転居精算時)にて、未収金、預り金、前受金、コンビニの速報情報の照会ができること。 転居者に対して滞納請求、還付支払漏れ等がないか容易に確認できること。	○			
142	転居精算の際に、未確定の定例検針分の請求も含めて、精算することができること。 また、定例検針分を含める/含めないは、転居精算時に選択ができること。	○			
143	ホームページからの開閉栓予約情報を取込、水道料金システムの予約情報の更新ができること。	○			既存ベンダー:(株)プライム
144	ホームページからの納付情報変更情報を取込、水道料金システムの納付情報の更新ができること。			○	既存ベンダー:ヤマトシステム(株)

上下水道料金システム 機能仕様書

項目 番号	機 能 要 件	機能確認区分			備 考 欄
		共通	東 部	水 道 局	
検針業務に関する事項					
1.ハンディーターミナル/タブレット検針					
145	定例分および転居精算分の検針ができること。	○			
146	万が一の盗難、データ漏洩等に備え、検針処理起動においてはパスワード管理に加えて、それ以外の方法(ジェスチャー認識等)でセキュリティ確保がされていること。なお、ハンディーターミナル内のデータは暗号化されていること。	○			
147	SDカード(以下、メモリーカードという)を標準装備し、万一の故障等に際し、データの復旧を迅速に行うことができるよう、データの二重化に対応すること。	○			
148	特定の使用者を検針したい場合、検針順序やメータ番号等、複数の方法により検索が可能であること。	○			
149	前年同月および過去3回の使用水量が確認できること。	○			
150	現行の整理番号(検針地区ごと検針順連番)をそのまま利用することができること。	○			
151	異常水量のチェックは「口径ごとに設定」可能で、異常水量のとき警告音等で知らせることができること。	○			
152	メーター回転の場合も、メータの桁数を考慮し正しく水量計算できること。	○			
153	下水担当者が事前に入力した、井戸使用水量や減免水量や除外水量を加味し、正しく下水使用料を計算できること。	○			
154	検針が必要な井戸分、除外分については、検針値を入力できること。	○			
155	検針票には、検針員が任意に「使用者への連絡事項」を選択し出力することができること。	○			
156	検針票には「使用水量のお知らせ」および「口座振替済のお知らせ(振替結果)」の出力が可能であること。	○			
157	未検針の水栓について、容易に一覧表示できること。また、表示された一覧画面から該当者を選択し検針入力ができること。	○			
158	検針総数、検針済件数、未検針件数、検針不能件数が確認できること。	○			
159	病気や不慮の事故により検針員が担当地域の検針ができない場合は、他の検針員で検針を実施できるように、臨時対応として複数枚のメモリーカードに分配し作成することができること。	○			
160	転居等による精算の検針は、「滞納情報の確認」「現地精算用の検針票」「領収書」の出力でき、入金確認の入力もできること。	○			
161	検針員が検針実施不可であることを証明する為に、漏水現場などの画像撮影が可能なこと。また、特定の検針事由(漏水など)の場合は、撮影が必須になるような仕組みになっていること。ただし、佐賀東部は、現行機器を使用する場合、カメラ機能が搭載されていないため機能対象外とする。システム稼働後にカメラ機能搭載機器を使用する場合の対応とする。	○			
162	検針員が検針実施不可であることを証明する為に、漏水現場などの動画撮影が可能なこと。また、特定の検針事由(漏水など)の場合は、撮影が必須になるような仕組みになっていること。ただし、佐賀東部は、現行機器を使用する場合、カメラ機能が搭載されていないため機能対象外とする。システム稼働後にカメラ機能搭載機器を使用する場合の対応とする。	○			※漏水現場などの撮影の際は、動画を活用する。
163	検針に関する機器、および周辺機器は、現在使用している機器を使用すること。 (ハンディーターミナル:キヤノン製 GT-31)		○		佐賀東部は、現行機器を使用する
164	検針に関する機器、および周辺機器は、現在使用している機器リース期間が令和5年9月までになっている。機器選定は、発注者の指示の機器を使用すること。機器に関しては、別途入札となり今回の仕様を含めない物とする。			○	

上下水道料金システム 機能仕様書

項目 番号	機 能 要 件	機能確認区分			備 考 欄
		共通	東部	水道局	
2.検針処理業務					
165	検針票は現地配付するかしないかを、使用者ごとに指定が可能で、現地配付しない場合は、「水量／前回口座振替済みのお知らせ」はがきが出力できること。	○			
166	閉栓中のメータについても検針できること。 また、閉栓メータの検針有無については、システムパラメータなどでユーザが任意に変更できること。	○			
167	井戸の定量認定分は、月別にあらかじめ指定できること。	○			
168	検針データは、翌日検針するデータを前日にメモ리카ードに作成できること。	○			
169	翌日の検針データと合わせて、当日未検針であったデータも同時に1枚のカードに作成できること。または、未検針分のみ作成が可能で、ハンディーターミナルでも検針できること。	○			
170	検針地区毎の検針対象件数集計表(総件数、開栓数、閉栓数、休止数、停水数等)を出力できること。	○			
171	初めて検針(初回検針水栓)に行く使用者の一覧表を出力できること。	○			
172	検針結果は検針員が戻り次第、随時登録が可能なこと。また、検針員に未検針や異常水量の確認を行うため、検針結果の登録と同時に検針データチェックリストを作成できること。	○			
173	検針結果のチェックリストについて、エラーの重要度による並び順で出力できるように設定できること。設定はマスタにて行えること。	○			
174	検針データ登録後も、異常水量チェックリスト、未検針チェックリスト、排水情報未入力リスト、認定者リスト、検針データ一覧表が作成できること。	○			
175	ハンディーターミナルから検針結果データを登録したとき、最新情報(検針データ作成後に発生した異動分を考慮した情報)でエラーチェックを行いエラーリストが出力できること。	○			
176	ハンディーターミナル/タブレットから検針結果データを登録したとき、給水装置使用開始変更届出書(無断使用の疑いがある使用者)と漏水調査票(漏水の疑いがある使用者)を自動出力ができること。なお、「無断使用」「漏水の疑い」については、検針員がハンディーターミナルで入力できること。	○			
177	ハンディーターミナル/タブレット検針の結果から、検針地区別検針員別の検針件数、未検針件数、誤針件数等を集計し、帳票出力できること。	○			
178	検針データの修正は、お客様番号を入力せずにエラーデータのみ自動表示するような自動エラーチェック機能を有していること。	○			
179	検針データの修正履歴を管理し、当初検針値から修正したデータおよびその内容が一覧表示できること。	○			
180	確認済の検針結果データは、エラーもしくは警告対象データから除外することができ、チェック作業の軽減のために、検針データチェックリスト等に出力しないこと。	○			
181	検針順について、再付番することなく、新規開栓した施設を既存の施設の間に入れることができること。また、大型マンション等が建設された場合などは、該当地区のみ検針順の再付番が可能なこと。	○			
182	検針順を再付番した場合、再付番前の検針順と再付番後の検針順を比較した、「検針順変更結果比較表」が作成可能なこと。	○			
183	親メータの検針値と子メータの合計水量の比較を行い、差水量を計算した親子メータチェックリストが出力できること。	○			
184	検針期間途中で開栓した子メータがある場合でも、親メータの差水量として反映されること。	○			
185	未検針および異常水量の利用者を対象に再検票を出力できること。	○			
186	納付方法が、口座、もしくは、一般納付であっても「使用水量のお知らせ」および「口座振替済のお知らせ」が任意の指定で発行できること。なお、前回口座振替により収納し、今回から納付になった場合も、「口座振替済のお知らせ」が発行できること。	○			
187	5月、12月に関して暦の関係で検針お知らせ票に口座振替結果が反映出来ない場合、自動的に口座振替済通知書が発行されること。			○	
188	水量／口座振替済のお知らせについて、発行対象者一括作成だけでなく使用者に個別発行も可能であること。	○			
189	漏水証明書収受の有無と収受日の管理ができること。	○			
190	精算HTにて、同一水栓の複数の新旧利用者の精算が可能であること。	○			
191	用途:海苔専用は、5月～10月検針対象外とする。		○		

上下水道料金システム 機能仕様書

項目 番号	機 能 要 件	機能確認区分			備 考 欄
		共通	東 部	水 道 局	
調定に関する事項					
1.料金計算について					
192	ハンディーターミナル/タブレットによる検針結果を登録したと同時に料金計算し、仮調定とし照会処理で確認できること。また、仮調定時も納付書の発行ができること。	○			
193	調定額の確認が完了したら、調定確定を行い会計伝票の自動作成ができること。	○			
194	調定確定前に、調定確定時のエラーチェックが行えチェックリストの出力ができること。	○			
195	調定確定のチェックリストについて、エラーの重要度による並び順で出力できるように設定できること。設定はマスタにて行えること。	○			
196	基本料金および従量料金で計算できること。	○			
197	基本料金は使用日数による割合計算ができること。	○			
198	会計区分、地区、用途、口径、調定サイクルごとに料金計算が可能なこと。	○			
199	基本料金および従量料金は、税抜き、税込み両方の料金計算が可能であること。税込みの場合、基本料金、従量料金の単価は小数第2位まで指定できること。	○			
200	消費税率が改定された場合に、有効桁数(端数処理する桁位置)、端数処理方法(切り捨て、切り上げ、四捨五入)、消費税率の指定が職員で変更可能なこと。	○			
201	消費税経過措置期間の対応が可能なこと。	○			
202	料金改定日ごとに基本料金、従量料金の管理が可能で、料金改定に柔軟に対応できること。	○			
203	2か月使用料に消費税計算を行い消費税額とする。	○			
204	下水会計:浄化槽の消費税計算は、1か月使用料毎に消費税計算を行った後に合算して消費税額とする。			○	
205	公民館調定は、累積使用水量5m ³ 以上の場合、調定とする。浄化槽利用の場合、調定水量を常にみなし水量として5m ³ とする。			○	
206	日付判定:上水は、以下とする。 前回検針日:停水解除日、休止解除日、前回検針日から判断して設定する。 今回検針日:停水日、休止日、今回検針日から判断して設定する。			○	
207	日付判定:下水は、以下とする 前回検針日:再開日、前回検針日から判断して設定する。 今回検針日:休止日、今回検針日から判断して設定する。			○	
208	期間計算 使用期間が7日以内、かつ使用水量が2m ³ 以下の場合、調定なしとする			○	
209	期間計算は、以下とする。 使用日数が、30日以下の場合、1か月計算とする。 使用日数が、30日を超える場合、2か月計算とする。使用日数は、前回検針日(使用開始日)から今回検針日前日で算出する。ただし、前回検針日と今回検針日が同一日の場合、使用日数を1日とする。 ・前回検針日は、停水解除日、休止解除日、前回検針日(使用開始日)から判断すること ・今回検針日は、停水日、休止日、今回検針日から判断すること			○	
210	集合住宅戸数計算は、用途:家事用(集合)、営業用(集合)の場合、使用水量を戸数割して1戸計算を行い、1戸料金を戸数倍する。			○	
211	集合住宅以外の戸数計算は、基本料金は、1戸として全体使用水量から基本水量を減算した水量を超過水量として計算する。			○	
212	福祉一般適用率計算は、検針水量に適用率(年度当初に設定)を乗算した値を一般調定水量とし料金計算を行う。 検針水量から一般調定水量を減算した水量を福祉水量とし料金計算を行う。 調定水量は、一般調定水量と福祉水量の合計とする。			○	
213	下水会計:佐賀市浄化槽の消費税計算は、1か月使用料毎に消費税計算を行った後に合算して消費税額とする。		○		
214	公民館調定は、使用水量が1m ³ 以上の場合、その都度調定する。		○		
215	佐賀市下水会計:公共下水 公民館調定について 検針地区が、佐賀市川副町は毎回調定、佐賀市東与賀町は、累積使用水量5トン以上の場合、調定とする。また、佐賀市川副町の調定条件について東与賀と同条件になった場合でも対応可能であること。		○		
216	佐賀市下水会計:浄化槽 公民館調定について 検針地区が、佐賀市川副町、東与賀町は1基当たり1,100円/月を毎回調定とする。		○		
217	浄化槽計算(神崎市)は、人数変更日が発生した場合、変更前と変更後の人数で使用料計算を行う。		○		
218	期間計算:上水(初回、精算)は、以下とする。 今回検針日の2か月前の同日以前の使用開始日の場合、2か月計算とする。 今回検針日の1か月前の同日以前の使用開始日で使用水量15トン以下の場合、1.5か月計算とする。16トン以上の場合、2か月計算とする。 今回検針日が、1か月前の同日の場合、1か月計算とする。 今回検針日の1か月前以降に使用開始日で使用水量5トン以下の場合、0.5か月計算とする。6トン以上の場合、1か月計算とする。		○		

上下水道料金システム 機能仕様書

項目番号	機能要件	機能確認区分			備考欄
		共通	東部	水道局	
219	期間計算:神崎市下水(初回)は、以下とする。 検針月の前月16日以降の使用開始の場合、調定なしとする。 検針月の前月2日以降の使用開始の場合、0.5か月計算とする。 検針月の前々月16日以降の使用開始の場合、1か月計算とする。 検針月の前々月2日以降の使用開始の場合、1.5か月計算とする。 上記以外の使用開始の場合、2か月計算とする。		○		
220	期間計算:神崎市下水(精算)は、以下とする。 前回検針日同月15日以前の精算の場合、調定なしとする。 前回検針日同月末日の前日までの精算の場合、0.5か月計算とする。 前回検針日翌月15日以前の精算の場合、1か月計算とする。 前回検針日翌月末日の前日までの精算の場合、1.5か月計算とする。 上記以外の場合、2か月計算とする。		○		
221	期間計算:神崎市下水人数変更(増員)は以下とする。 人数変更日が月の初日の場合、その月から一人当たり500円/月を加算して計算する。 人数変更日が月の2日以降15日以前の場合、変更日の属する月は一人当たり250円/月を加算し、翌月から一人当たり500円/月を加算して計算する。 人数変更日が月の16日以降末日までの場合、その翌月から一人当たり500円/月を加算して計算する。		○		
222	期間計算:神崎市下水人数変更(減員)は以下とする。 人数変更日が月の初日以降15日までの場合、変更日の属する月から一人当たり500円/月を減額して計算する。 人数変更日が月の16日以降末日の前日までの場合、変更日の属する月は一人当たり250円/月を減額し、翌月からは一人当たり500円/月を減額して計算する。 人数変更日が月の末日の場合、その翌月から一人当たり500円/月を減額して計算する。		○		
223	期間計算:吉野ヶ里町下水(初回)は、以下とする。 検針月の前月16日以降の使用開始の場合、調定なしとする。 検針月の前月1日以降の使用開始の場合、0.5か月計算とする。 検針月の前々月16日以降の使用開始の場合、1か月計算とする。 検針月の前々月1日以降の使用開始の場合、1.5か月計算とする。 上記以外の場合、2か月計算とする。		○		
224	期間計算:吉野ヶ里町下水(精算)は、以下とする。 前回検針日同月15日以前の精算の場合、0.5か月計算とする。 前回検針日同月末日以前の精算の場合、1か月計算とする。 前回検針日翌月15日以前の精算の場合、1.5か月計算とする。 前回検針日翌月末日以前の精算の場合、2か月計算とする。 上記以外の場合、2.5か月計算とする。		○		
225	期間計算:吉野ヶ里町下水人数変更(増減)は以下とする。 人数変更日が月の初日以降15日までの場合、変更日の属する月から一人当たり600円/月を加算または減額して計算する。ただし、異動理由が出生のときに限り変更日の属する月の翌々月から加算して計算する。 人数変更日が月の16日以降末日までの場合、変更日の属する月の翌月から一人当たり600円/月を加算または減額して計算する。ただし、異動理由が出生のときに限り変更日の属する月の翌々々月から加算して計算する。		○		
226	期間計算:基山町下水(初回)は、以下とする。 検針月の同月使用開始の場合、調定なしとする。 検針月の前月使用開始の場合、1か月計算とする。 検針月の前々月以前の使用開始の場合、2か月計算とする。		○		
227	期間計算:基山町下水(精算)は、以下とする。 上水の期間計算に準じるものとする。ただし、0.5か月計算は1か月計算、1.5か月計算は2か月計算とする。		○		
228	期間計算:上峰町下水従量制(初回)は、以下とする。※条例にない取扱い 検針月の前月26日以降の使用開始の場合、調定なしとする。 検針月の前月2日以降の使用開始の場合、0.5か月計算とする。 検針月の前月1日使用開始の場合、1か月計算とする。 検針月の前々月2日以降の使用開始の場合、1.5か月計算とする。 上記以外の場合、2か月計算とする。		○		
229	期間計算:上峰町下水従量制(精算)は、以下とする。※条例にない取扱い 前回検針日同月末日より前の精算の場合、0.5か月計算とする。 前回検針日同月末日に精算の場合、1か月計算とする。 前回検針日翌月末日より前の精算の場合、1.5か月計算とする。 前回検針日翌月末日に精算の場合、2か月計算とする。 上記以外の場合、2.5か月計算とする。		○		
230	期間計算:上峰町下水人頭制(初回)は、以下とする。 検針月の前月15日以降の使用開始の場合、調定なしとする。 検針月の前月1日以降の使用開始の場合、0.5か月計算とする。 検針月の前々月15日以降の使用開始の場合、1か月計算とする。 検針月の前々月1日以降の使用開始の場合、1.5か月計算とする。この場合、前々月を0.5か月計算、前月を1か月計算とし、人数に応じて計算する。 上記以外の場合、2か月計算とする。		○		
231	期間計算:上峰町下水人頭制(精算)は、以下とする。 前回検針日同月14日以前の精算の場合、0.5か月計算とする。 前回検針日同月末日以前の精算の場合、1か月計算とする。 前回検針日翌月14日以前の精算の場合、1.5か月計算とする。 前回検針日翌月末日以前の精算の場合、2か月計算とする。 上記以外の場合、2.5か月計算とする。		○		
232	期間計算:上峰町下水人数変更(増減)は以下とする。 変更日の属する月の翌月から変更する。		○		
233	神崎市、吉野ヶ里町、上峰町下水(人頭制)共通 人数変更(増減)は人数変更日と異動理由により計算する。異動理由により変更となる月が変わるので、ユーザーで変更できるようパラメータ設定とすること。 特殊な計算のため自動計算が難しいときは、個別に料金が設定できるようにすること。		○		
234	神崎市下水(浄化槽+人頭割)の料金計算は、浄化槽使用料と使用人数により下水道使用料を合算して料金計算とする。		○		

上下水道料金システム 機能仕様書

項目 番号	機 能 要 件	機能確認区分			備 考 欄
		共通	東 部	水 道 局	
235	神埼市下水(業務併用)の料金計算は、浄化槽使用料と施設規模による下水道使用料を合算して料金計算とする。		○		
236	吉野ヶ里町下水(自衛隊減免)の料金計算は、水道使用水量から下水調定水量の計算として任意の減免率を適用する。		○		
237	上峰町下水(下水超過料金減免)の料金計算は、超過料金のみ任意の減免率を適用する。		○		
238	旧佐賀市諸富町の管理について佐賀東部水道企業団と佐賀市上下水道局の料金単価の差額を控除額として管理すること。 現在、控除額については、別途水栓管理を行い親子関係として連携確認可能としている。		○		
2. 調定更正について					
239	当初調定額、更正増額、更正減額の管理が明確にできること。	○			
240	「調定更正伺い入力」「更正伺いからの自動更新」および「即時更正」の3つ入力方法が選択できること。また、調定更正伺書、調定更正票の作成ができること。	○			
241	調定更正日の範囲を指定し、該当する更正増減明細の出力および調定年月別に更正増減額が集計できること。	○			
242	調定減額分については、「過年度入金分に対する減額分」「現年度入金分に対する減額分」「未入金に対する減額分」を区分けし調定更正一覧表が出力できること。	○			
243	減額調定による過誤納額発生時、「調定更正票」に「還付伺い書」も同時に出力できること。	○			

上下水道料金システム 機能仕様書

項目 番号	機 能 要 件	機能確認区分			備 考 欄
		共通	東 部	水 道 局	
3. 調定処理における帳票出力について					
244	開始調定年月を考慮し、調定漏れ者の一覧表が出力できること。	○			
245	口径別および用途別に調定額集計表が出力できること。また、集計は遡って(当初と最新の状態2種類)行うことができること。	○			
246	漏水減免処置が必要な使用者は、請求保留ができ、請求保留者一覧表が出力できること。なお、請求保留一覧表を作成する条件として、新旧使用者および納付区分、調定年月の範囲指定が可能であること。	○			
247	調定日を指定し、調定額の一覧表が作成できること。	○			
248	調定年月ごとに調定の増減更正が反映された調定額と収納額の「調定更正増減明細表」が出力できること。	○			
249	調定集計帳票にて、日付遡りが行えること。	○			
請求・収納に関する事項					
1. 請求保留					
250	請求保留ができること。なお、請求保留した場合納付書の発行や口座振替の対象外とすること。	○			
251	請求保留解除したままで、一度も請求行為が行われていない調定情報の一覧表が作成できること。	○			
2. 納付書の作成					
252	一括作成した納付書の発行一覧表を作成できること。また、過去に発行した納付書についても発行一覧表が作成できること。	○			
253	納入通知書の発行日および納期限の管理ができること。	○			
254	納入通知書は特定の施設を設定することで名寄せし出力できること。	○			
255	一括出力、窓口発行にかかわらず、OCR、バーコードによる読み取りに対応していること。	○			
256	分割納付(一部収納済み)の場合も、OCR、バーコードによる読み取りに対応していること。	○			
257	コンビニ収納用バーコード(GS1-128)の出力ができること。	○			
258	納付書および督促状による二重払いを回避するために、納付書の出力するコンビニ収納用バーコードには、あらかじめ設定した支払期日をセットし作成できること。	○			
259	コンビニの支払期日は、操作ミスや入力ミスを考慮して、年度当初にあらかじめ設定が可能なこと。	○			
260	指定納期限のチェックを行い納期限の入力ミスの防止がされていること。	○			
261	使用者が窓口にて納付する場合に、納入可能額を入力することで、古い未収月分から納入可能額分に該当する納付書を自動作成できること。また、直接未収月を指定し出力する場合も納入可能額を指定し出力することができること。	○			
262	複数水栓使用者について1枚の納付書で収納可能であること。また、内訳書として別途明細を同時に発行が行えること。	○			
263	窓口発行運用で複数月支払いを行う場合、1枚の納付書で収納可能な納付書発行が行えること。また、内訳書として別途明細を同時に発行が行えること。	○			
収納に関する事項					
1. 収納日(公金日)および入金日(使用者支払日)について					
264	一般納付においては、使用者が金融機関の窓口などで支払った日付(入金日)と、局口座に現金が振り込まれた日(収納日)の2つが管理できること。	○			
265	納付情報については、新旧納付情報の確認が容易にできること。特に金融機関や口座番号、口座名義人名の確認ができること。	○			
2. 納付情報変更時について					
266	納付情報変更時は、適用年月の指定が可能であること。	○			
3. 仮消し込みの管理					
267	仮消し込み入力した収納情報をもとに仮消分収納日計表が作成できること。	○			
268	窓口にて支払った場合でも、バーコードによる仮消込収納ができること。	○			
269	現行(既存)のシステムで作成した納付書や督促状等で窓口にて支払った場合でも、仮消込収納処理できること。	○			
4. 収納日の一括変更機能					
270	指定した収納方法・収納日について、一括で収納日を変更することが可能なこと。	○			

上下水道料金システム 機能仕様書

項目 番号	機 能 要 件	機能確認区分			備 考 欄
		共通	東 部	水 道 局	
5.コンビニ収納について					
271	コンビニを利用した、収納処理に対応していること。	○			
272	30万円を超える場合はバーコードの代わりに、「この納付書はコンビニエンスストアで支払ができません」等のメッセージを出力すること。	○			
273	速報、確報データを明確にした、コンビニ収納データ一覧表の出力ができること。	○			
274	当初発行分の納付書と、再発行分の納付書を利用し同時に支払いされる場合も問題なく収納処理ができること。	○			
275	現行(既存)のシステムで作成した納付書や督促状等でコンビニにて支払った場合でも、速報・確報・取消の各データを処理できること。	○			コンビニ代行業者 佐賀東部:電算システム 水道局:NTTデータ
276	複数水栓のまとめ納付書について消込できること。	○			
277	複数月のまとめ納付書について消込できること。	○			
6.OCR、バーコード収納処理について					
278	納付書等の請求様式におけるOCR、バーコード収納ができること。	○			
279	佐賀市差額調定について、親子関係の親水栓が収納されている場合、佐賀市へ佐賀市差額調定管理の子水栓の請求を行い収納ができること。 請求行為は、年2回実施する。		○		
280	現行(既存)のシステムで作成した納付書や督促状等で金融機関、窓口(佐賀東部水道企業団、佐賀市上下水道局)にて支払った場合でも、OCR収納ができること。	○			
281	OCR装置、バーコードリーダーは、現在使用している機器を継続使用すること。	○			
282	複数水栓のまとめ納付書について消込できること。	○			
283	複数月のまとめ納付書について消込できること。	○			
7.収納処理における帳票出力について					
284	収納済(完納)データについては過去10年間以上、未納データについては制限無く管理し、いつでも参照および帳票出力ができること。	○			
285	OCR、バーコード、コンビニバーコード、手入力分の過不足データ及び停水中入金、未調定入金の一覧表が同じリストで出力できること。ただし、銀行、コンビニ、郵貯、窓口受付別に出力できること。	○			
286	入金日または収納日の入金明細を一覧表に出力できること。	○			
287	収納日、納付区分(口座、一般納付、コンビニ、集金等)、調定年月、調定年度毎に収納額の集計表を出力できること。	○			
288	収納額を日別に合計した一覧表が出力できること。 また、日付を遡った集計が行えること。	○			
289	収納日計、日別合計一覧にて収納件数(済通枚数)または、完納件数(分納による入金は収納1件とカウントしない)の出力ができること。	○			
290	調定年月範囲を指定し、使用者ごとの調定額、収納額、未収額の個票を作成できること。	○			
291	支払方法別(OCR、金融機関、コンビニ)の収納件数、および明細が出力できること。	○			

上下水道料金システム 機能仕様書

項目 番号	機 能 要 件	機能確認区分			備 考 欄
		共通	東 部	水道局	
口座振替に関する事項					
1.口座振替処理について					
292	口座振替日および口座再振替日は入力ミスを防止するため、年度当初にあらかじめ設定ができること。	○			
293	口座振替依頼媒体、伝送データ作成時に、コンビニ収納の速報データが存在した場合は、口座振替の対象外とすること。	○			
294	口座振替依頼件数表の作成ができること。	○			
295	記憶媒体および伝送による振替に対応できること。	○			
296	複数会計および複数区域別に金融機関に振替依頼ができること。	○			
297	口座振替依頼中に入金または調定更正があった場合は、「口座振替停止依頼書」が使用者を選択すること無く、自動的に抽出し出力できること。	○			
298	口座振替依頼情報および口座振替結果情報が画面で照会できること。	○			
299	口座引落結果リスト(済件数、金額、未済件数、金額)が、銀行別支店別に出力できること。	○			
300	振替不能が過去複数回繰り返している使用者の一覧表(不能理由の出力も含め)が作成できること。また、回数については、可変で指定できること。	○			
301	再振替が可能なこと。	○			
302	残高不足による口座振替不能者を対象に「再振替のお知らせ」が作成できること。また、使用者番号を指定した個別発行が行えること。	○			
303	口座領収済通知書の作成が行えること。また、使用者番号を指定した個別発行が行えること。	○			
304	「口座引落不能通知」には、不能となった理由を出力できること。	○			
305	口座振替済通知書を別送する使用者を対象に「口座振替領収済通知書」が作成できること。ただし、転居精算調定分の通知書を作成する場合は、転居先不明の場合は対象外とすること。	○			
306	口座再振替の対象とする、振替不能区分を指定することができること。	○			
307	転居精算分を口座振替にて収納した場合は「精算分口座振替済お知らせ」が発行できること。	○			
308	「口座振替済みのお知らせ」「再振替のお知らせ」を使用者を指定することで、発行および再発行ができること。	○			
309	「口座振替のお知らせ」「再振替のお知らせ」に出力する口座番号は前4桁を「*」でマスクすること。	○			
310	「口座振替のお知らせ」は、閉栓(予約)になっても作成できること。	○			
311	「口座振替依頼件数表」を金融機関別の集計とは別に、複数会計および複数区域別の集計ができること。	○			
2.個別口座振替依頼について					
312	過去未収分を任意に口座振替データに追加し振替依頼できること。また、追加した口座振替分は、毎月の口座振替分と合わせて口座振替依頼データの作成ができること。	○			
313	追加した過去未収分などの口座振替依頼データの一覧表を出力できること。	○			
314	過去追加した調定月について事前通知書が別途出力できること。		○		
3.口座割引について(将来を見据えた要件)					
315	口座割引は、口座振替契約をしている使用者が口座により支払いを行った場合に割引を行うこと。	○			
316	割引は水道料金(上水道)に対してのみ適用し、下水道使用料等には適用しないこと。	○			
317	使用期間により割引額が変動できること。	○			
318	請求額が割引額以下の場合は、全額割引とし口座振替は行わないことができること。ただし、請求すべき下水道料金等がある場合は口座振替を行うことができること。	○			
319	口座振替の使用者が、納付書により支払った場合は対象外とすること。	○			
320	過去未収分を口座振替により請求する場合と、口座再振替の場合は、割引の対象外とすること。	○			
321	ハンディーターミナル/タブレット検針時に出力される、「口座振替済のお知らせ」に割引額を表示すること。	○			
322	「水量/口座振替済のお知らせ」はがきに割引額を表示すること。	○			
323	口座振替一覧表に割引額を表示すること。	○			
324	納付情報の照会画面の収納額には、割引後の金額を表示し、割引されていることが一目で判るように「口座割引有」のメッセージ、もしくは「割引額」等を表示すること。	○			

上下水道料金システム 機能仕様書

項目 番号	機 能 要 件	機能確認区分			備 考 欄
		共通	東部	水道局	
325	割引を行った場合は、割引額分を調定額から減額し、更正履歴として管理できること。	○			
326	割引により、調定減額を行った分は、会計システムへ調定減額伝票として自動連携し、作成できること。	○			
327	口座振替日ごとに、割引対象件数、割引額の集計表が作成できること。	○			
328	当月分の定例外入力をした場合に、定例外口座振替一覧表に口座割引額を出力すること。	○			
329	未収分を追加する場合は、口座割引の対象にするかしないかが選択できること。なお、選択する場合は使用期間に応じた割引額が選択できること。	○			
クレジット収納に関する事項(将来を見据えた要件)					
330	クレジットカード払いを申請により登録し、継続的にクレジットカードにより決済を行った収納処理ができること。	○			
331	クレジット収納は、継続払いの対応ができること。	○			
還付・充当に関する事項					
332	還付するための還付予定額と、充当するために充当予定額をそれぞれ管理できること。また、日付を遡った集計が行えること。	○			
333	二重納付、調定減額による過誤納金を分けて管理できること。	○			
334	前もって使用者に確認するため、還付のお知らせが出力できること。	○			
335	過誤納還付分、減額還付分を区別し、還付額の入力(指定)ができること。また、一部還付にも対応できること。	○			
336	水道会計システムとデータ連携するために、支払方法、口座情報が入力できること。ただし、水道料金等を口座振替により請求している場合は、口座振替契約の口座振替情報も指定できること。	○			
337	還付通知書を出力する場合は、過誤納(二重納付)および減額により発生した還付ごとに文面を自由に指定できること。	○			
338	還付日を指定することで、還付済の調定年月の一覧表を作成することができること。	○			
339	滞納調定へ充当、未調定分へ先付け充当ができること。	○			
340	充当済者に対して、充当済通知の出力ができること。	○			
341	充当日を指定することで、充当済の調定年月の一覧表を作成することができること。	○			

上下水道料金システム 機能仕様書

項目 番号	機 能 要 件	機能確認区分			備 考 欄
		共通	東 部	水 道 局	
滞納整理に関する事項					
1.滞納状況管理					
342	滞納整理のための訪問記録や、苦情記録を日付別に入力でき、その対応結果をもとに滞納整理票が作成できること。	○			
343	督促状、給水停止予告書、給水停止執行通知書の作成ができること。また、発行日の管理ができること。	○			
344	遡って調定した無届け下水分で、未収がある調定月すべての督促状を一括発行することができること。	○			
345	督促状、催告書、給水停止予告書、給水停止執行通知書について画面上から発行対象外としたい使用者の抜き取り設定が行えること。	○			
346	督促状、催告書、給水停止予告書、給水停止執行通知書について、出力対象者をCSV出力できること。	○			
347	停水執行通知書、停水処分通知書の発行履歴、発行回数の照会ができ、停水、停水解除の履歴も照会できること。	○			
348	催告書、停水執行通知書、停水処分通知書を発行しない使用者を予め登録設定ができること。	○			
349	未収月ごとの未納者一覧表が作成できること。	○			
350	未納者集計について、日付を遡りできる機能があること。	○			
351	未納者一覧表は「収納区分」「調定種別」「出力順指定(お客様番号、五十音、検針順序)」「開閉栓状態」「現旧使用者」「市内外区分」「請求保留区分」「未納回数」による出力指定が可能なこと。	○			
352	未納者一覧表は、上下水別々または、上下水を同時に出力が可能なこと。	○			
353	使用者名にて、名寄せして未収情報が参照できること。	○			
354	使用者ごとの交渉記録を入力・表示ができること。	○			
355	交渉予定・交渉結果の入力、管理。履行状況を帳票(交渉誓約履行一覧表、交渉誓約不履行一覧表)出力ができること。	○			
356	交渉記録管理で入力した情報を、滞納整理員ごとにカレンダーで画面照会できること。	○			
357	PDCAによる交渉管理ができること 1)滞納者ごとに交渉予定日の入力。 2)地区を指定し、交渉予定を一括登録。 3)交渉結果は一括登録。 4)滞納者ごとに交渉状況を確認。 5)交渉不履行一覧表を出力。 6)滞納整理員ごとに、交渉予定(履歴)をカレンダー表示。	○			
2.停水処理について					
358	給水停止(滞納閉栓)と給水停止解除の入力ができること。また、停水時は停水指針、停水状態の入力ができること。	○			
359	給水停水日の範囲を指定し、停水済み者を停水日ごとに一覧出力できること。	○			
3.分納計画について					
360	過去未収分の合計額を分割納付する計画が作成できること。また、分納誓約書の出力ができること。	○			
361	分納計画は、支払回数もしくは一回の支払額を指定することで分納計画が作成できること。	○			
362	分納計画分の納付書を請求月の指定で一括作成することができること。また、発行した納付書の一覧表を作成できること。	○			
363	分納計画による分割納付金額の自動計算において端数金額の調整は初回、最終、最終の翌月のいずれかが選択できること。ただし、デフォルト値は「初回」とし、変更が必要などときのみ入力とすること。また、督促料は最終とする。	○			
364	分納計画の対象となった未収調定分については、窓口における納付書等の発行は、任意に発行指定しない限り出力されないこと。	○			
365	分納誓約の不履行者の一覧表および履行者の一覧表が作成されること。	○			
366	分納誓約者の誓約内容の一覧表が作成可能なこと。	○			
367	分納誓約の納付書発行において、分割請求の額に対しても一部納付できるように分納誓約納付書においても発行時に請求額を変更して発行することができること。	○			
368	60回分割支払い等の長期分納計画に対応できること。	○			

上下水道料金システム 機能仕様書

項目 番号	機 能 要 件	機能確認区分			備 考 欄
		共通	東 部	水 道 局	
4.不納欠損について					
369	上水道、下水道別々に不納欠損処理ができること。	○			
370	住所不定や破産宣告などで徴収不可である使用者について、その理由が入力できること。また、入力した理由は照会画面で参照できること。時効対象ではなくても認定し不納欠損対象とすることが可能であること。	○			
371	不納欠損対象者の一覧表を作成できること。	○			
372	指定した年数を経過した未収金、欠損認定(時効前に欠損する未収分)した未収分を対象に、それぞれ一括で不納欠損できる機能を有していること。	○			
373	不納欠損済者の一覧表を出力できること。	○			
374	上水および下水それぞれの不納欠損時効期間を設定および管理可能なこと。また、時効対象の未収金は、上下水ともに起算日から時効期間経過した未収金とする。	○			
375	不納欠損時効期間の経過判断は調定年度または起算日のどちらでも対応可能であること。	○			
376	起算日は、納付書納期限+1日、督促状納期限+1日、分納誓約日、入金日のうち最も新しい日付を時効起算日とすること。	○			
377	不納欠損済の調定に対する請求および入金簿外管理(入力、照会、一覧表、集計表)ができること。	○			
378	不納欠損した未収調定分は、水道料金、下水道料金とは別に簿外分として管理ができること。ただし、入金処理は簿外分を意識することなく運用できること。	○			
379	簿外分の入金は給水収益、下水預り金とは別に、雑収入として管理ができること。ただし、上水分と下水分の雑収入は区分し管理できること。	○			
380	債権放棄対象者を管理できること。 使用者、調定年月単位で債権放棄の登録および交渉履歴(メモ)登録ができること。	○			
381	債権放棄の「適合検討票」「検討依頼書」「調書」の作成ができること。	○			
382	債権放棄による不納欠損機能を有していること。	○			
383	使用者情報に「契約締結日」を有していること。	○			
384	「契約締結日」と時効期間(年数)の改定日により、時効期間(年数)の適用を自動判別すること。 時効期間(年数)は上水、下水別々に設定可能なこと。	○			
385	使用者が関係する照会画面で「契約締結日」「時効期間(年数)」が照会可能であること。	○			
386	不納欠損処理における時効処分において「契約締結日」にて時効年数を自動判別すること。	○			
5.未納者集計表について					
387	「使用者かつ年度ごと未収額」「使用者の未納総額」の集計ができ、出力順を未納額の降順または未納回数の降順で出力できること。なお、任意の件数までを対象に出力するか指定可能なこと。 また、任意の日付に遡り集計ができること。	○			
6.督促手数料、遅延損害金、延滞金について					
388	督促手数料の請求に対応していること。 上水督促手数料、下水督促手数料のそれぞれの管理が可能であること。	○			
389	延滞金、遅延損害金(水道)の請求に対応していること。 また、延滞金率の変更に対して日割りによる算出が可能であること。	○			
390	延滞金、遅延損害金(水道) 分割収納される度に、その時点の未納額を再算出して期間中の未納額に対して延滞金計算を行うこと。 計算開始日～X:一部収納 ⇒ この期間は調定全額に対して延滞金計算 X:一部収納～Y:一部収納 ⇒ この期間は調定全額から、Xでの収納を差し引いた金額に対して延滞金計算 Y:一部収納～発行日 ⇒ この期間は調定全額から、XおよびYでの収納を差し引いた金額に対して延滞金計算	○			
7.その他					
391	未申請で賦課できていない下水について、過去に遡り請求ができること。また、請求額が高額となるため、下水道料金に対してのみ分納計画ができること。	○			
392	未申請で賦課できていない下水について、過去に遡り請求する場合は、調定額はすべて当年度調定額として取り扱いができること。 ※実際の請求調定年月とは別に調定をあげた会計年度が管理されていること。	○			

上下水道料金システム 機能仕様書

項目 番号	機 能 要 件	機能確認区分			備 考 欄
		共通	東 部	水 道 局	
メータ入出庫管理に関する事項					
1.メータ出庫管理について					
393	メータの入出庫管理ができること。	○			
394	口径、入庫日、入庫数、開始メータ番号を入力し、入庫を一括登録ができること。	○			
395	出庫対象を条件抽出し出庫日、出庫理由を入力して出庫を一括登録ができること。	○			
396	撤去、撤去メータ修繕後再入庫の登録、管理ができること。	○			
397	メータ出納簿、入出庫区分別集計、在庫集計、設置内訳表が作成できること。	○			
2.メータ交換について					
398	故障やメータ口径を変更する申請があった場合はメータ交換入力ができること。また、旧使用メータの水量が次回調定時に自動的に加算されること。	○			
399	検定満期メータの交換の場合、事前にお知らせ票の作成ができること。	○			
400	検定満期年月で抽出ができ、口径、メーター型式、水栓番号、検針地区でも抽出ができること。またメータ取替予定データの作成および追加・削除が行えること。	○			
401	メータ取替予定データをもとに、メータ交換対象者一覧表の作成ができること。	○			
402	メータ取替予定データをもとに、Excel入力用のデータを作成できること。なお、このExcelデータはメータ交換委託業者に渡し入力ができる形式になっていること。	○			
403	取替結果を入力したExcelデータをもとに、メータ番号、取り替え時指針、新メータ指針、取替日、取替事由(検満)、次回検満年月、メーター型式、桁数、交換業者を一括更新できること。また、前回使用水量、前年同月使用水量から水量増加等のチェックを行うことができること。	○			
404	メータ取替予定データより、メータ交換票の作成ができること。	○			
405	メータ番号の重複チェック機能を有すること。	○			
406	検定満期年月は西暦表記対応ができていないこと。	○			
3.受水槽一覧表					
407	受水槽の検査日・次回予定検査日を抽出条件とし一覧表を作成できること。	○			
408	高架水槽または受水槽の出力指定が可能であること。	○			

上下水道料金システム 機能仕様書

項目 番号	機 能 要 件	機能確認区分			備 考 欄
		共通	東部	水道局	
統計処理					
1.調定件数使用水量集計表(上水、下水)					
409	指定した調定年月分の調定件数、調定戸数、水量、料金を「給水区」「用途」「口径」「収納区分」「用途(分類別)」「口径(分類別)」「行政区」「期間計算区分」「下水処理場(下水)」「給水区用途別」「給水区口径別」「給水区用途(分類別)」「給水区口径(分類別)」「用途口径別」「用途口径(分類別)」「行政区用途別」「行政区口径別」「行政区用途(分類別)」「行政区口径(分類別)」「下水処理場別用途別」別に集計選択し統計表の作成ができること。なお、調定額は税抜合計、税込合計の出力ができること。	○			集計方法は、現行システム運用している帳票条件です。
2.調定額集計表(上水、下水)					
410	指定した調定年月分の調定件数、調定戸数、水量、料金を「給水区」「用途」「口径」「収納区分」「用途(分類別)」「口径(分類別)」「行政区」「期間計算区分」「下水処理場(下水)」「給水区用途別」「給水区口径別」「給水区用途(分類別)」「給水区口径(分類別)」「用途口径別」「用途口径(分類別)」「行政区用途別」「行政区口径別」「行政区用途(分類別)」「行政区口径(分類別)」「下水処理場別用途別」別に集計選択し統計表の作成ができること。なお、調定額は「基本料金」「超過料金」「合計料金」「消費税」「税込み額」ごとに集計ができること。また、日付の遡りが行えること。	○			集計方法は、現行システム運用している帳票条件です。
3.使用水量段階別集計表(上水、下水)					
411	指定した調定年月分の調定件数、調定戸数、調定額を、水量段階ごとおよび「給水区」「用途」「口径」「収納区分」「用途(分類別)」「口径(分類別)」「行政区」「期間計算区分」「下水処理場(下水)」「給水区用途別」「給水区口径別」「給水区用途(分類別)」「給水区口径(分類別)」「用途口径別」「用途口径(分類別)」「行政区用途別」「行政区口径別」「行政区用途(分類別)」「行政区口径(分類別)」「下水処理場別用途別」別に集計選択が可能なこと。また、水量段階は自由に指定できること。また、日付の遡りが行えること。	○			集計方法は、現行システム運用している帳票条件です。
412	上記の集計を行う場合は「水量を該当する水量段階にすべて加算する方法」と「使用水量を各段階に振り分けて集計する方法」の二種類の集計ができること。	○			
4.調定更正収納状況					
413	調定年月別に、「調定額(過年度は未収繰越額)」「調定更正増減額」「収納額」「未収額」の集計表が作成できること。なお、未収額については期中発生高とすること。これにより、経理上の未収金額と一致しているか確認を行うものとする。	○			
414	複数会計別および複数区域別の集計ができること。また、過年度計(未収繰越分に対する、調定増減額と収納額)と現年度計(当年度調定分に対する、調定増減額と収納額)を集計し、出力できること。	○			
5.調定収納額集計表					
415	月別、収納区分(口座、コンビニ、それ以外)ごとに、調定額、収納額の集計ができること。また、収納率の出力ができること。	○			
6.大口使用者一覧表					
416	月合計および年合計が選択可能で、指定した使用水量以上および任意の件数までを対象に出力することができること。	○			
417	月合計および年合計が選択可能で、指定した調定額以上および任意の件数までを対象に出力することができること。	○			
418	使用者ごともしくは、大口区分(任意にして可能な集計区分「例:施設など」)ごとに出力できること。	○			
7.料金改定シミュレーションの対応					
419	過去の使用水量(実績水量)をもとに、基本料金、従量料金を指定した改定額で再計算し、調定額集計表を出力できること。「調定集計表」および「使用水量段階別集計表」は、「給水区別」「用途別」「口径別」「収納区分別」「用途(分類別)」「口径(分類別)」「行政区」「期間計算区分」「給水区用途別」「給水区口径別」「給水区用途(分類別)」「給水区口径(分類別)」「用途口径別」「用途口径(分類別)」「行政区用途別」「行政区口径別」「行政区用途(分類別)」「行政区口径(分類別)」別に集計できること。 ※「(分類別)」とは、集計用に任意に定めたもの。	○			
420	過去の使用水量(実績水量)をもとに、基本料金、従量料金を指定した改定額で再計算し、調定額集計表を出力できること。「調定集計表」および「使用水量段階別集計表」は、「給水区別」「用途別」「口径別」「収納区分別」「用途(分類別)」「口径(分類別)」「行政区」「期間計算区分」「給水区用途別」「給水区口径別」「給水区用途(分類別)」「給水区口径(分類別)」「用途口径別」「用途口径(分類別)」「行政区用途別」「行政区口径別」「行政区用途(分類別)」「行政区口径(分類別)」別に集計できること。 ※「(分類別)」とは、集計用に任意に定めたもの。	○			
421	総務省の経営戦略の策定ガイドラインをベースとした集計資料およびグラフの作成ができること。 過去の水量、調定、収納実績と現在の給水人口増減率情報などから指標となる情報出力機能 ・用途別(家事用、業務用、工場用、その他)に、有収水量と供給単価を算定 ・口径別に、基本料金と従量料金を算定 (基本料金:口径別給水延戸数(※直近の実績値に直近10年間の減少率を加味)×口径別基本料金 従量料金:全体の水需要予測を踏まえ、各段階別に水量を推計し、段階別の料金単価を乗じた金額)	○			
8.配水地別有収率計算書					
422	配水量、有収水量、無収水量の集計ができること。	○			
9.調定・収納状況推移表					
423	指定した調定年月について、当初調定額、調定更正増額・減額、収納額、未収額について集計出力ができること。	○			
424	複数会計別および複数区域別の集計ができること。また、過年度計(未収繰越分に対する、調定増減額と収納額)と現年度計(当年度調定分に対する、調定増減額と収納額)を集計し、出力できること。	○			
10.下水委託料集計表					
425	佐賀市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、基山町の下水委託を受託している。下水委託料集計表が出力できること。		○		

上下水道料金システム 機能仕様書

項目 番号	機 能 要 件	機能確認区分			備 考 欄
		共通	東部	水道局	
他システムとの連携					
1. 公営企業会計システムとのデータ連携について					
426	毎月の調定額、日々の精算調定額、日々の収納額、調定増減額、収納増減額、還付による支払額、不納欠損額について、水道会計システムの伝票を作成するための元データ作成ができ完全連携できること。	○			
427	会計仕訳データは、複数会計に分け作成可能なこと。	○			
428	下水道会計の調定、調定増減、還付に関わる仕訳データの作成ができること。収納については、一旦上水の口座に入金されるため、「下水預り金」として処理できること。	○			
429	簿外分の入金は、給水収益とは別に上水および下水ごとに雑収入として仕訳データが作成ができること。	○			
2. 給水工事受付システムとのデータ連携について					
430	給水工事受付システムとのデータリンクが可能であること。	○			
その他処理					
1. 一時的な料金計算と料金表の作成について					
431	使用者や外出先の職員から、水道料金の問い合わせがあった場合、お客様番号を指定し使用水量の入力をするだけで、「前回検針日」「用途」「口径」「下水情報」等の情報を入力することなく、使用水量に対する料金計算が簡単にできること。また、水量の範囲を指定することで料金表の作成が可能なこと。	○			
2. スケジュール管理/個票					
432	料金業務の月別、日別の予定を入力し、スケジュール表を出力できること。また、メニュー上にスケジュールを表示して、利用者が一目で業務スケジュールを把握できる仕組みであること。	○			
433	スケジュールに登録した料金業務について、スケジュール上から関連した画面を起動できること。また、同一日に複数の業務を登録した場合でも業務一覧が表示できるように考慮されていること。	○			
434	任意のスケジュールについて、指定の時間にポップアップ通知を行うことが可能なこと。	○			
435	全体、グループ、個人別でスケジュール切り替え表示が可能なこと。	○			
3. 水栓・使用者情報Excel出力					
436	水栓、使用者のデータ項目（開栓日や閉栓日など）について抽出条件および抽出項目を自由に入力、選択でき、容易にExcelデータもしくはCSVデータとして出力することができること。なお、一度指定した条件は保存が可能で毎回指定することなく出力ができること。	○			
4. 調定・収納・未収情報Excel出力					
437	調定、収納のデータ項目（開栓日や閉栓日など）について抽出条件および抽出項目を自由に入力、選択でき、容易にExcelデータもしくはCSVデータとして出力することができること。なお、一度指定した条件は保存が可能で毎回指定することなく出力ができること。	○			
5. 水栓、調定情報の完全削除					
438	特定の職員のみが利用できるメンテナンス用の水栓、及び、関連調定に関する完全削除機能が用意されていること。	○			
6. 各種様式登録					
439	利用者がよく利用するExcelファイルやWordファイルなど、任意のファイルについて、ユーザが自由にシステムに登録して、他ユーザと共有して必要時に利用できること。	○			
7. システムの再起動					
440	システムが不安定になった時の為に、システムの再起動（IISのアプリケーションプールの再起動）を画面上から行えること。また、操作ができるのは、限られたユーザのみ行える仕組みであること。	○			

上下水道料金システム 機能仕様書

項目 番号	機 能 要 件	機能確認区分			備 考 欄
		共通	東 部	水 道 局	
給水受付処理に関する事項					
1.台帳管理について					
441	受付年度ごとに連番設定が可能なこと。	○			
442	申込者、工事場所、作業進捗(受付日、決裁日、許可日、許可番号、工事着手日、竣工予定日、中間検査日、中間検査員、竣工日、竣工検査日、竣工検査員)、工事業者、所有者情報の管理ができること。	○			
443	工事情報として工事種別(新設、改造、口径変更、臨時、撤去)、水栓番号、用途、メータ番号、加入金、検査手数料、設計手数料、完成検査の管理ができること。	○			
444	受付単位、工事単位の一覧表を受付番号、受付日、許可日、工事業者の選択により出力できること。	○			
2.納付書作成について					
445	一括作成した納付書の発行一覧表を作成できること。また、過去に発行した納付書についても発行一覧表が作成できること。	○			
446	納入通知書の発行日および納期限の管理ができること。	○			
447	バーコードによる読み取りに対応していること。	○			
3.バーコード収納処理について					
448	納付書等の請求様式におけるバーコード収納ができること。	○			
4.公営企業会計システムとのデータ連携について					
449	毎月の調定額、日々の収納額、調定増減額、収納増減額について、水道会計システムの伝票を作成するための元データ作成ができ完全連携できること。	○			
EUC機能に関する事項					
1. SkyLinkについて					
450	イレギュラーな調査案件等に対応するため、システム提供機能以外でSkyLinkを使用する。SkyLinkでは、職員が簡単な操作でサーバのデータベースの参照ができ、表計算ソフト等を使用してそのデータをパソコンに取込み、自由に加工、印刷、保存することができる方法を提供すること。	○			
451	職員が誤って、データベースを更新削除してしまわないように、データベースに照会のみが行え、更新することができない設定を施すこと。	○			
データ移行に関する事項					
1. データ移行全般					
452	既存システムのデータを移行するにあたっては、データ件数を一致させるだけでなく、調定・収納等の金額・件数、使用者の利用状態、水栓の状態等が正しく旧システムより移行できていること。	○			
453	移行段階におけるロジックチェックでエラーとなった不一致リストを作成すること。	○			
454	現行システムのマスタデータを有効に利用し、新システムのマスタデータを作成すること。	○			
2.外字使用について					
455	佐賀東部水道企業団、佐賀市上下水道局でそれぞれ使用している外字を同定作業により統一外字として移行すること。	○			
3.水栓・使用者情報					
456	水栓情報、使用者情報は、全て移行対象とすること。	○			
457	指定期間の修正履歴の移行対象とすること。ただし、佐賀東部水道企業団、佐賀市上下水道局が不要と判断した修正履歴は対象外とする。	○			
4.調定／収納情報					
458	調定／収納情報は、現年度、過去10年間、および過去10年以前の未納情報は全て移行対象とすること。ただし、過去10年以前について現年度収納、および調定更正を行っている場合、移行対象とすること。	○			
459	移行対象調定情報の調定更正情報について全て移行対象とすること。	○			
460	移行対象収納情報の分納情報について全て移行対象とすること。	○			
5.還付／充当情報					
461	移行対象調定情報の還付／充当情報について全て移行対象とすること。	○			
6.過去バックアップデータ情報					
462	令和2年にバックアップしたデータについて必要に応じてシステム確認が可能であること。	○			